

納める人

法人等の区分		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所がある法人		○	○
県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等がある法人		○	
公共法人	県内に事務所又は事業所がある場合	○	
公益法人等 人格のない社団等	県内に事務所、事業所があり、収益事業 又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○
公益法人等	県内に事務所、事業所があり、収益事業 又は法人課税信託の引受けを行っていない場合 及び県内に寮等のみがある場合	○	

- ・公共法人、公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。
- ・人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

納める額

均等割……法人の資本金等の額に応じた定額の金額です。

法人等の区分		税額
均 等 割	公共法人及び公益法人等 収益事業を行う人格のない社団等 一般社団法人（非営利型法人を除く）及び 一般財団法人（非営利型法人を除く） 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 （保険業法に規定する相互会社を除く） 資本金等の額が1,000万円以下である法人	年額 2万500円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 5万500円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 13万500円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 54万500円
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 80万500円

- ・「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいいます。ただし、期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を下回る場合は、当該額を区分の基準とします。
- ・税額については、森林環境税（P17）500円が含まれています。

法人税割…法人税額に次の税率をかけた金額です。（他の都道府県にも事務所・事業所がある場合は、法人税額を法人の従業者数であん分した額にそれぞれの税率をかけた金額になります。）

法人等の区分		税率		
		H26.9.30までに開始した事業年度	H26.10.1からR1.9.30までに開始した事業年度	R1.10.1から開始する事業年度
法 人 税 割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	5.8%	4%	1.8%
	保険業法に規定する相互会社			
	法人税額が年1,000万円を超える法人			
	上記以外の法人	5%	3.2%	1%

- ・平成22年9月30日までの解散等（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人税に係る法人税割額を納付する法人の税率は5.8%です。